

2015年8月20日 全4頁

米国紛争鉱物開示規則に再び違憲判断

SEC 策定の紛争鉱物開示規則は企業の表現の自由を侵害する

金融調査部 主任研究員
鈴木裕

[要約]

- 米国連邦控訴裁判所は、SECが2012年に策定した紛争鉱物に関する開示規則に関して、企業の表現の自由を侵害するものであると再度違憲判断を下した。
- 紛争鉱物に関する開示規則と類似の開示規則について、合憲との判断が出されていたことから、紛争鉱物開示規則についても、判断の見直しが行われる可能性はあったが、控訴裁判所は違憲判断を維持した。
- しかし、企業に課される紛争鉱物に関する調査義務と説明義務は、なお有効とされている。

再度の違憲判断

米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission = SEC) が2012年8月に策定した紛争鉱物の使用に関する開示規則¹に対して、再び違憲判断が下された²。紛争鉱物開示規則に対しては、全米製造業者協会 (National Association of Manufacturers) などが原告となって、SECを訴えていた。2014年4月には、連邦控訴裁判所が憲法違反を理由として、紛争鉱物開示規則を一部無効とする判断を下している³。この判断を受け、SECは規則の一部を不適用とすることを表明した⁴が、なおも開示規則の憲法適合性を争い、控訴裁判所での再聴聞が続けられてきた。今回の判断は、前回の判断を維持し、紛争鉱物開示規則を憲法に反するものである

¹ 経済産業省「米国の紛争鉱物開示規制」

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/funsou/

² United States Court of Appeals(2015年8月18日決定)

[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/7677C9E435244EC985257EA50054F3D4/\\$file/13-5252-1568402.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/7677C9E435244EC985257EA50054F3D4/$file/13-5252-1568402.pdf)

³ United States Court of Appeals(2014年4月14日決定)

[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/\\$file/13-5252-1488184.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/D3B5DAF947A03F2785257CBA0053AEF8/$file/13-5252-1488184.pdf)

⁴ Statement on the Effect of the Recent Court of Appeals Decision on the Conflict Minerals Rule

<http://www.sec.gov/News/PublicStmt/Detail/PublicStmt/1370541681994>

としている。

紛争鉱物開示規則の概要と日本企業との関係

SEC が定めた紛争鉱物開示規則は、3TG と呼ばれるタンタル (tantalum)、タングステン (tungsten)、錫 (tin) および金 (gold) を製品に含む場合には、それがコンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo=DRC) やその周辺国で武装集団の資金源となっているか調査し、その結果の開示を製造業者等に義務付ける規則だ。1月から12月までの1年間の状況を5月末⁵までに報告・開示することとしている。

3TG が製品に使われていたとしても、それが DRC とその周辺国における紛争に関わる武装集団の資金源になっていない場合には、“DRC conflict free” (DRC 紛争と無関係) と開示する。米国内で上場する企業に対して適用されるが、製品内の紛争鉱物について、原産国調査が義務付けられていることから、これら米国上場企業に原材料や部品を納入している企業も、この開示規則に対応しなければならなくなっている。米国上場企業に部品や原材料を納入している一次サプライヤーだけでなく、これら一次サプライヤーに納入している二次サプライヤー、そしてさらに遡った調査が行われる。サプライチェーンの川下企業から川上の企業へ質問状が送られてくるので、それに回答をするためには、さらに川上に向けた調査を行わなければならないのである。

わが国の企業も、この紛争鉱物に関する調査を行っており、これに要する人員や時間、および情報入手のためのコストは相当な負担になる場合があると思われる。一つの部品を川下企業に納入していたとしても、その部品がいくつかの素材で構成されているとすれば、その素材一つ一つの淵源をたどっていかなければならず、調査に要する負担は決して小さなものではない。

紛争鉱物開示規則に関する司法判断

紛争鉱物開示を定めた SEC 規則は、2014 年に続いて今回も控訴裁判所において憲法違反を理由として一部無効とされた。2014 年の控訴裁判所の判断の中核は、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ” (DRC 紛争と無関係であるか判明せず) という表示を強制することは憲法で保障された企業の表現の自由を侵害するということにある。企業は、自社の製品について説明を加える自由があるはずだ。しかし、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ” との表示を強制することは、企業に対して製品の非倫理性を消費者に告げることを強いるものであるから、企業の表現の自由を侵害するという。立法目的を達成するために、より制限的でない手段 (less restrictive means) を SEC は検討するべきであったのに、それが不十分であったという理由である。

⁵ 本年は5月末日が休日であるので、6月1日が期限とされた。

控訴裁判所が 2014 年に下した一部違憲の判断を受けて、SEC は、“DRC conflict free”、“not been found to be ‘DRC conflict free’ ”、および “DRC conflict undeterminable” (DRC 紛争との関係は判定不能) など、紛争鉱物開示の結論的な部分の情報開示を停止する旨を表明することとなった。とはいえ、3TG の原産国を調査する義務は維持されているので、調査に要する企業側の負担が軽減されたわけではない。

SEC は、2014 年の判断に従いつつも、違憲判断を不服として控訴裁判所での再聴聞を求め、これが認められたのだが、背景には、企業の表現の自由に関して類似する事案で一見矛盾するように見える判決が出されたという事実がある。事案が同一であるならば憲法解釈を異にすべきではなく、憲法判断の統一を求めるということである。類似の事案とは、主に肉類の原産国表示規則に関するもの⁶だ。原産国が米国であるかどうかの表示義務を巡って争われた。この肉類の開示規則に対して、裁判所は、合憲と判断したため、紛争鉱物開示規則への判断との整合性が問題とされたのである⁷。

今回の控訴裁判所の判断は、2014 年の判断を維持するというものであるから、開示規則に関して SEC が出した部分的な執行停止（注 4 参照）も続くであろう。しかし、紛争鉱物の調査義務は違憲とはされていないので、米国上場企業による 3TG の調査は継続するであろうし、米国上場企業へのサプライヤーに対する調査も行われると思われる。サプライチェーンに連なる日本企業への照会も変わることなく続くだろう。

SEC が今回の判断に不服であれば、さらに審理が続けられる可能性もある。

実施が困難な紛争鉱物調査

企業側が紛争鉱物開示規則に対して示す危惧は、憲法違反を理由とするものだけではない。紛争鉱物の原産国調査とその開示に莫大な費用が掛かることや、そもそも調査したところで DRC 紛争との関連の有無を判断できるのか、疑問でもある。

費用に関しては、2014 年の初回開示で、期限通りに開示した約 1300 社が、合計で 7 億ドル以上をこの調査に費やしたとの推計がある⁸。期限を遵守できなかった企業がおよそ 5000 社あるので、この数倍の費用が紛争鉱物の調査に費やされたかもしれない。

⁶ United States Court of Appeals FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA CIRCUIT “AMERICAN MEAT INSTITUTE, ET AL., APPELLANTS v. UNITED STATES DEPARTMENT OF AGRICULTURE, ET AL., APPELLEES”
[http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/0A414DC69DA6F05585257CA9004D8645/\\$file/13-5281-1485877.pdf](http://www.cadc.uscourts.gov/internet/opinions.nsf/0A414DC69DA6F05585257CA9004D8645/$file/13-5281-1485877.pdf)

⁷ 大和総研レポート「紛争鉱物開示規制の行方」2014 年 10 月 20 日（鈴木裕）
http://www.dir.co.jp/research/report/capital-mkt/20141020_009044.html

⁸ Tulane University “New Study Gauges Corporate Resources Mobilized to Comply with Conflict Mineral Disclosure Law”
<http://www.payson.tulane.edu/news/new-study-gauges-corporate-resources-mobilized-comply-conflict-mineral-disclosure-law>

また、Government Accountability Office（米国政府監査院）の調査⁹によれば、紛争鉱物に関する開示を行った企業のおよそ7割が3TGの原産国すら判定できない状況であるし、原産国が分かったとしてもDRC紛争における武装勢力の資金源となっているか否かまで突き止められた企業は無いという。紛争鉱物開示規則が求める調査が、実施不可能か、または著しく困難であることが明らかであることは、政府の機関が認めるところとなっているのである。

紛争鉱物を巡っては、EUでも輸入業者の自主的な対応に重点を置いた認証システムの構築が議論されている¹⁰。対象となる鉱物の種類、対象地域の範囲、対象者の認証基準などについての検討が進められているところだ。紛争地域等における武装勢力の資金源となることを防ぐという目的自体は支持されるとしても、企業等に過度の負担をもたらすことがないようにどのような制度を構築するかは、なお検討の余地が大きいだろう。

今回の米国の司法判断に対しては、紛争鉱物開示の後退であり、企業活動の透明性を損なうものであるとの批判の声が国際人権団体から上がっている¹¹。

⁹ United States Government Accountability Office “SEC Conflict Minerals Rule: Initial Disclosures Indicate Most Companies Were Unable to Determine the Source of Their Conflict Minerals” (GAO-15-561: Published: Aug 18, 2015.)

<http://www.gao.gov/products/GAO-15-561>

¹⁰ European Commission 'Regulation of the European Parliament and of the Council setting up a Union system for supply chain due diligence self-certification of responsible importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating in conflict-affected and high-risk areas'

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/march/tradoc_152227.pdf

¹¹ Global Witness Press release / Aug. 18, 2015

<https://www.globalwitness.org/press-releases/conflict-minerals-law-remains-books-despite-damaging-decision/>